

平安城の興基は、人皇五十代の帝桓武天皇、延暦十二年正月甲午の日詔ありて、大納言藤小黒麿、左大辨古佐美等に、山背国の勝地を視せしむ。勅に随ひこ、かしこの群県をめぐりて、上奏して曰、当邦宇多邑は地勢郁々として四神相応し有徳無疆の皇州なり、速に新都を闢き帝城を造らしめ給はゞ、万代不易の都なりとぞ申ける。因^レ同年二月辛亥の日、参議治部卿壹志濃王を加茂太神に遣しめて、遷都のよしを告たまひ。同じき三月己卯の日、天皇葛野に行幸ありて新京の地理を叡覽し給ひ、五位已上及び諸司主典をして役夫を進め、新都の宮城を造営し、九重をひらき、四方の洛域には隍をほらせ、廃を興し絶たるを繼、鴻業を潤色したまふ。同十三年十一月に詔ありて、此国は山河襟帶し自然と城となるゆへに、山背の文字を山城と改め給ふ、即都を平安京と号たまひける。〔已上日本後紀取意〕畿内の次第は上古より大和国を首置れしを、承和三年十月勅して改め、山城国を六十余州の冠首し給ふ。〔続日本後紀〕抑平安の都を興基有しより、今の御代に至りて一千有載遷都なきは、中華にもいまだ其例なし、寔に天津日嗣の位し給ひてより、御裳濯川の流れたへせず、住の江高砂の松の葉のちりうせずして、億兆の歳を弥らんとぞ知られける。

四神相応の地といふ事は、むかし聖徳太子蜂岡〔今の太秦なり〕にのぼり給ひて、此都を見めぐらして、四神相応の地なり、百七十余年ありて都を遷されてかはるまじき所なりと宣ひけるとぞ申伝たる。〔神皇正統記〕四神といふは、東を蒼龍、西を白虎、南を朱雀、北を玄武となづけて、四方にかくの如きの鬼神の象ありと思ふは非なり。本天の

二十八宿を四ツ割にして、七星づゝを四方に配して、其星の象より起る名なり。宿の在所は時により東にも有り又西にも運る、それには拘らず角亢■房心尾箕の七ツの宿の並やう龍の如し、是を東の方とす、斗牛女虚危室壁の七ツの宿の並やう虎の如し、是を西の方とす、奎婁胃昂畢觜參の七ツの宿の並やう短尾の鳥の如し、是を南の方とす、井鬼柳星張翼軫の七ツの星の並びやう蛇の龜を絡ふが如し、これを北の方とす。「東は木にて青し、西は金にて白し、南は火にて朱し、北は水にて玄し」此等の星の象四方の色に配して、青龍、朱雀、白虎、玄武といふなり。「東涯制度通取意」爾雅の釈天疏にも、四方に皆七ツの宿あり、各一ツの形をなす、東方龍の如し、西方虎の如し、皆南を首にして北を尾とす、南方鳥の如し、北方龜の如し。皆西を首にして東を尾とす。又礼記にも、四神の旗の事有り、四神の中に■闔門あり、是内裏に準ずるなり。淮南子にも、■闔は本天の紫微宮の門をいふ、これを借て天子の門に称すとなり。又楚詞には、天門の■闔は禁門の称とするとぞ。これらの謂により四神相應の地とはいふなりけり。